

平成27年度施政方針

はじめに

平成27年度予算関係議案の審議に先立ち、私の市政運営の基本姿勢について申し上げます。

私にとりましては、平成24年11月に市長という大役を拝してから、3回目の当初予算編成となります。また、市長としての4年間の任期も、折り返し点を過ぎたこととなります。

私は、市長就任にあたり「経済の再生」、「コミュニティの再生」、そして「市役所の再生」、この「三つの再生」を行政運営の大きな柱とすることを申し上げました。そして、就任1年目の平成25年度は「再生へのスタートの年」と位置づけ、市民、企業をはじめ最前線で活躍する皆さんの生の意見を広く市政に反映するため、各界各層の皆様にご参加をいただき「政策懇談会」を設置して、「三つの再生」に着手をいたしました。

そして、就任2年目の26年度は「再生への実行の年」と位置づけ、政策懇談会からいただいた提言をもとに、再生への具体的施策を実行してまいりました。経済の再生では、「新居浜ものづくりブランド」の全国への情報発信や販路開拓事業をはじめ、耕作放棄地対策や漁業6次産業化などの産業強化策のほか、別子銅山産業遺産をテーマにした着地型旅行商品開発による観光産業の強化などに取り組んでまいりました。また、コミュニティの再生では、新たな自治会交付金制度の創設や防犯灯LED化事業等の取組も進めてまいりました。

さらに、26年度は、政策懇談会の新たなテーマとして、本市が抱える重要課題であります「健康都市づくり」と「教育力の向上」の「二つの課題」についてもご審議をお願いし、昨年12月には、これら「二つの課題」も加えたご提言をいただくことができました。いずれも市民、企業の皆さんが、ふるさと新居浜の未来と繁栄を願う貴重なご提言であると重く受け止め、提言を具体化するため可能な限り事業化を行い、平成27年度予算に反映をいたしております。

私は、来たる27年度は「再生への加速の年」と位置づけ、政策懇談会をはじめ皆様からいただいたご意見をもとに、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」の「三つの再生」に加え、新たなテーマとして「健

康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」についても、地域の総合力を結集させまして、さらなる再生への施策を強力に押し進めてまいります。

「三つの再生」と「二つの課題」への取組

それでは「三つの再生」と「二つの課題」について、その取組を申し上げます。

まず、「三つの再生」について、1点目の「経済の再生」であります。

安倍政権誕生から2年余りが経過し、デフレ脱却に向けまして、これまで「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる「アベノミクス」が実行されました。このアベノミクス効果による円安、株高を背景に日本経済はプラスに転じ、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、一方では、昨年4月の消費税率引上げ後の消費低迷や円安による原材料価格の上昇、さらに人手不足によるコスト負担の増大などの懸念材料も顕在化しており、人口減少・高齢化やグローバル化への対応の遅れなど中長期的な課題を抱える地方においては、アベノミクス効果が十分に行き渡っているとはいえない状況にあります。

このため、国においては、アベノミクス効果を地方に広く行き渡らせるための「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめ、生活者・事業者への支援や地方の活性化に向けた新たな施策を実行に移す補正予算も成立したところでございます。本市においても、地方消費喚起のためのプレミアム商品券やふるさと旅行券の発行、地方創生先行として本市ものづくりブランドの海外情報発信を支援する英語版リーフレット等の作成など、新たに創設されました「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を最大限に活用した経済施策を実行するための補正予算を、今議会に追加提案する予定といたしております。

今後におきましても、国の経済政策を注視し的確に対応してまいるとともに、政策懇談会の提言を踏まえた本市独自の経済活性化策や中小企業振興策をさらに展開し、経済の好循環が本市経済に広く浸透するよう、地元経済界や住友各社、関係機関とも連携し地域の総合的な支援体制を強化してまいります。

次に、「コミュニティの再生」であります。

平成26年は、改めて自然の脅威がクローズアップされた1年でありました。昨年夏の度重なる超大型台風の接近や全国各地で発生した集中豪雨による被害。

その中でも、8月20日未明に発生した広島市北部土砂災害、さらに9月27日の御嶽山噴火では一瞬にして多くの尊い命が奪われました。大自然を前にした人間の無力さと危機管理への備えの大切さを改めて思い知らされました。

また、近い将来発生が心配される南海トラフ巨大地震に対しても、行政、地域が一丸となって備えなければなりません。行政による防災、減災の取組も重要ではありますが、いざという時には、一番身近なコミュニティである自治会が最も頼りになるということを、本市が経験した16年災害をはじめ、多くの大規模災害が立証しております。

さらに、超高齢化社会が進展する中において、誰もが温かい地域社会の中でそれぞれの生きがいを持ち安心して暮らしていくこと、また、高齢者や弱者といわれる方々や子育て世代を地域全体で見守り、安心して生活ができること、私は、このような良き地域コミュニティを再構築する中心的な役割を担うのも、やはり地域の人と人をつなぐ自治会であり、地域コミュニティの再生なくしては成し得ないものと考えています。

27年度においても、引き続き政策懇談会からの提言を踏まえた自治会交付金を継続するとともに、防災や福祉、環境など、地域の課題解決のための自治会独自の主体的な取組を支援する仕組みを強化し、地域の住民同士が互いに助け合い、支え合うことのできるコミュニティの再生を加速してまいります。

三点目に「市役所の再生」であります。

昨年、本県出身の中村修二カリフォルニア大学教授が20世紀中の実用化は不可能といわれていた青色発光ダイオードの開発で「ノーベル物理学賞」を受賞されました。中村教授は、開発当初を振り返り、毎日が失敗の連続。そして、何がいけなかったのかを一つ一つ追求し、翌日早朝から実験装置を自ら改造しては、また失敗を繰り返したといえます。しかし、この失敗を繰り返す中で、装置の改造技術も自ら習得することにより毎日の実験を可能にしていきました。従来の慣例どおりに、失敗の都度、装置改造をメーカーに外注すれば、装置が返ってくるまでに数か月かかっていたことに比べますと、中村教授は自らの創意により、1年の間にこれまでの何十年分もの実験を可能にしたこととなります。結果、21世紀を待たずして、高輝度青色発光ダイオードが開発できたわけであります。

中村教授は述べられました。「徹底して考え抜いた末に生まれる「独創性」

と、最後までやりぬく「粘り」を持つこと。この両輪なくして、大きな夢を実現させることはできない。」

今、市役所に求められているものは、この言葉にあるのではないかと思います。今、「何が必要か」、「何を見直す必要があるか」、「どうすれば良いか」など、職員一人ひとり常に問題意識を持ち、自分の頭で考え、粘り強く取り組むことが大切であります。

今一度、「Challenge（チャレンジ）、何事にも積極的に挑戦する意欲あふれる職員」、「Cost（コスト）、コスト意識を持って市民の視点で行動できる職員」、「Change（チェンジ）、時代の変化に即応し変革できる職員」、この「求められる職員像、3C」を徹底し、チャレンジ精神旺盛で夢のある「挑戦する」市役所を目指してまいります。

次に、「二つの課題」について申し上げます。

まず、「健康都市づくり」であります。

超高齢化社会を迎え、高齢者介護や高齢者医療などの問題が、大きな社会問題となっています。これらの問題を解決するためには、健康寿命の延伸による健康長寿社会の実現を目指す必要があります。しかしながら、本市の健康寿命は全国平均を下回り、県内においても男性がワースト1位、女性がワースト2位と、健康寿命の延伸は本市にとって早期に取り組むべき喫緊の課題ではないかと考えております。政策懇談会からも、この点を踏まえたご提言をいただいております。

私は、「健康」、「運動」、「食育」、「生きがい」の4つを健康都市づくりのキーワードに掲げて、新たな事業展開を行ってまいります。「健康」では健康ポイント助成事業やがん検診の無料化、「運動」ではウォーキング推進事業や新たな介護予防プログラムの開発、「食育」ではレシピを活用した減塩活動など食育の推進、そして「生きがい」では地域コミュニティを活用した健康長寿拠点づくり等の取組を進め、市民の健康づくりを支える地域力を高め、元気で長生きのできる健康長寿社会の実現を目指してまいります。

次に、「教育力の向上」であります。

教育は国家百年の大計といわれます。将来を担う人材を育成することは、国家・社会のあらゆる分野の発展の基盤となるものであります。

しかしながら、今の子どもたちを取り巻く環境は、ゆとり教育の弊害による学力の低下や教育格差の問題、さらには、いじめ、不登校が大きな社会問題となるなど、その環境は複雑化、多様化しております。このような状況において、未来の新居浜を担う子どもたちが、変化の激しい不安定な時代を生き抜くためには、今一度、家庭は「しつけの場」、学校は「学びの場」、地域は「育ての場」であることを再認識し、時代を超えても変わらない人間として大切なものは何かをしっかりと見定めたいと、教育力を高めていかねばなりません。政策懇談会においても、家庭、学校、地域それぞれの立場での教育力の向上、そして連携による教育力の向上についてご提言をいただいております。

未来を担う子どもたちの健全な育成を推進するため、確かな学力の向上に向けた学校図書館支援のさらなる充実強化のほか、学校、地域が連携した放課後まなび塾や放課後児童クラブの充実、さらに、PTAとも連携したあいさつ運動に取り組むなど、かけがえのない子どもたちの健やかな成長を図るとともに、ふるさと新居浜に対する郷土愛を醸成する施策を推進してまいります。

「地方創生」への取組

次に、「地方創生」への取組について申し上げます。

昨年5月、民間の有識者らで構成されたシンクタンク「日本創成会議」から衝撃的なレポートが公表され、日本全国に衝撃を与えました。レポートでは、減少を続ける若年女性人口の予測データをもとに、このまま少子化や東京一極集中に歯止めがかからなければ、2040年までに全国約1800ある市区町村のうち、約半数の896が消滅する可能性があるというものでありました。本市の人口も、このままであれば2040年には9万人を下回ると推計されており、我が国は「人口急減・超高齢社会」という、かつて経験したことのない時代の大転換期を迎えており、まさに自治体が消滅するという危機感を持ち積極的かつ総合的な取組が必要であります。

国においても、人口減少・地方創生という直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組むため、昨年9月に安倍総理を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立、さらに、12月には、我が国が今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための今後5か年の目標や具体的施策を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定されまし

た。

総合戦略は、東京一極集中を是正するため、地方における安定的な雇用を創出し、地方への新しい人の流れをつくとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえ、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたり確保される地域をつくり出すことを目指すものであります。

つまり、地方に「しごと」をつくり、その「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が新たな「しごと」を呼び込む好循環を確立すること、そして、地方への新たな人の動きにより、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す、まち・ひと・しごとの創生にあると思います。

私は、市長就任以来、「経済の再生」、「コミュニティの再生」、「市役所の再生」この「三つの再生」を行政運営の柱に据え公約の実現に取り組んでまいりました。さらに本市が抱える重要課題として、「健康都市づくり」、「教育力の向上」の「二つの課題」についても着手をしたところでございます。「地方創生」への取組を進めるうえにおいても、「経済の再生」は「しごとの創生」に、「コミュニティの再生」は「まちの創生」に、そして「健康都市づくり」と「教育力の向上」は「ひとの創生」につながるものであります。さらに、「市役所の再生」は、本市における総合戦略の策定と総合戦略に基づく地方創生の施策を推進する大きな原動力となるものであります。

今後も、これら「三つの再生」と「二つの課題」への取組を加速し、本市が目指します「地方創生」の実現を図ってまいります。

昨年11月、水素をエネルギー源とする燃料電池自動車「MIRAI」の販売が発表されました。化石燃料を使用しない環境負荷に配慮した次世代自動車として、各方面から期待をされております。しかし、普及には今後、全国的な水素ステーションの整備や輸送、貯蔵など様々な課題がございます。新居浜市には、世界に先駆け100年前に環境問題に取り組み、さらに公害を克服してきたという誇りある歴史がございます。私は、策定をいたします本市の総合戦略において、水素社会の推進による新たな産業の創出を掲げ、水素社会の実現という国を挙げての大きな課題に対して、ものづくりのまち新居浜の地域力を結集し、産業振興、地域振興を図るための先駆的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本市では、高校卒業後、6割を超える若者がふるさと新居浜を離れて大学や専門学校に進学をいたしております。しかし、大学や専門学校において高度な

知識や技術を習得したにもかかわらず、そのうち約4割の若者が地元での就職を希望していないという厳しい現実がございます。

また、本市の合計特殊出生率は、四国一の1.8まで回復しています。しかしながら、実際の年間出生数はこの10年間で100人近く減少をしております。これは、本市においても若年女性の流出、減少が進んでいることを示すものであります。

私は、総合戦略を策定していく中で、このような現実には正面から取り組み、新居浜で育った子どもたちが卒業後に新居浜に戻り、地元で就職し、そして結婚、さらに安心して子育てができるまち新居浜を目指してまいります。新居浜には魅力ある企業がたくさんあります。このことを多くの若者に知ってもらいたい。

そのため、子育て世代を対象とした住宅取得に対する定住促進奨励制度に加え、27年度にはUIJターンや移住をサポートする総合窓口を新たに開設するとともに、若者の定住と市内企業への就業促進を図るための奨学金返済支援制度も創設いたします。

さらに、総合戦略策定と効果的な施策展開を図るため「地方創生推進室」を新設するとともに、関係部局長や戦略監で構成する「地方創生・人口問題対策プロジェクトチーム」を設置いたします。そして、本市の持つ特性や課題を抽出したうえで、地域特性とその課題に対応した具体的施策をまとめた「新居浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行い、総合戦略に基づき、地域活力の創出や地方創生のための施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

「新しき計画の成就是只不撓不屈の一心にあり。さらばひたむきに、只想え、気高く強く、一筋に」

これは、我が国を代表する多くの指導者に、積極思想を説いた中村天風氏の言葉であります。新しい計画が成就するかどうかは不撓不屈の一心、つまり、どんな困難があろうとも決して挫けない心にある。常にそれを自分自身に言い聞かせ、気高い理想を強烈に描き続けよという教えであります。

まず、私自身が、常に不撓不屈の強い信念を持つことはもちろんのこと、計画成就の強い志を市役所職員をはじめチーム新居浜全員で共有して、目標達成に向けて挑戦し続けることができますれば、必ずや市民の皆様が望む地方創生がなし遂げられるものと確信しております。

どのような困難な問題にも、必ず答えはあります。

高い志のあるところに、必ず道は開かれます。

私自身、今一度初心に立ち返り、ふるさと新居浜の発展と地方創生の実現に向けまして、市民の皆様とともに取組を進めてまいりる決意を強くいたしております。

以上、新年度における市政運営の基本姿勢について申し上げます。

引き続き、主要施策の概要につきまして、第五次新居浜市長期総合計画に掲げる6つのフィールドごとに、順次ご説明申し上げます。

フィールド1 快適交流

最初に、フィールド1 快適交流について申し上げます。

まず、**良好な都市空間の形成**についてでございます。

計画的な土地利用の推進につきましては、新居浜市都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、用途地域・特定用途制限地域の見直しなど、都市計画の変更について検討を行ってまいります。

地籍調査の推進につきましては、人口集中地区（D I D）の調査を継続し、庄内町及び高木町、坂井町の一部地区において実施してまいります。

次に、**道路の整備**についてでございます。

広域幹線道路の整備につきましては、「国道11号新居浜バイパス」の船木から東田3丁目、西喜光地町から本郷1丁目、並びに萩生から大生院までの各工区について、引き続き、早期整備・供用を要望するとともに、条件整備など側面的な支援を積極的に行ってまいります。

市内幹線道路の整備につきましては、「上部東西線」第2工区及び「角野船木線」第2工区、「種子川筋線」の用地買収を進めるとともに、工事についても順次行ってまいります。特に、「角野船木線」につきましては、平成28年度の全線開通を目指し、鋭意、整備推進を図ってまいります。

また、平形外山線の南中学校西側部分の拡幅にも取り組んでまいります。

県事業として進められております「西町中村線」及び「郷桧の端線」、「新居浜別子山線」、「金子中萩停車場線」につきましては、整備促進を要望してまいります。

生活道路の充実、道路交通安全対策の推進につきましては、傷んだ舗装の打ち替えや幅員の狭い道路の拡幅改良等を実施するとともに、橋長2m以上5m

未満の橋りょうについても、引き続き、近接目視による点検を実施いたします。また、愛媛県全域で取り組んでいる「愛媛マルゴト自転車道」として指定されたサイクリングコースにおいて、コースの案内板等を設置いたします。

次に、**J R新居浜駅周辺の整備**についてでございます。

J R新居浜駅周辺の公共施設整備につきましては、人の広場、南口広場の早期供用を図るとともに、来街者の利便性向上と賑わい創出のため、駅前街区への民間施設誘致に取り組んでまいります。

駅南北一体化による新都市拠点の形成につきましては、駅南地区の整備について、市民参画のまちづくりを進めるため、新居浜駅周辺まちづくり協議会をはじめ、多方面からの意見や議論をいただき、まちづくりの方針を決定してまいります。

次に、**安心な住宅の整備**についてでございます。

公営住宅等の整備につきましては、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、治良丸南団地の建替に着手いたします。

住宅及び住環境の整備につきましては、松原団地5－3号棟などの耐震2次診断、南小松原団地9－3号棟などの耐震改修工事を行ってまいります。

住宅・住環境の防災性の向上につきましては、倒壊するおそれがある住宅の耐震化促進のため、民間木造住宅耐震診断、耐震改修工事への補助を行うとともに、新たに、耐震シェルター等の設置に対する助成制度を設け、支援してまいります。

次に、**公園・緑地の整備**についてでございます。

既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や休憩施設、便益施設等の効率的な施設更新や維持管理を行っていくとともに、黒島海浜公園の再整備に着手いたします。

公園・緑地整備の推進につきましては、引き続き、神郷公園の整備を進め、公共下水道事業の進捗状況を見据えながら、平成28年度の完成を目指し、造成工事を行ってまいります。

総合運動公園整備の推進につきましては、26年度の「新居浜市総合運動公園候補地検討業務」の成果を踏まえまして、庁内検討プロジェクトチームにおいて、整備形態や整備可能な候補地、施設内容、規模等について検討を進めてまいります。

次に、**港湾の整備**についてでございます。

物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備につきましては、老朽化した防舷材などを改良し港湾施設の安全性の向上を図ってまいります。

また、老朽化が進行している新居浜マリーナのボートリフターを更新いたします。

新居浜港の港湾計画につきましては、港湾施設の利便性向上と物流に関する課題解決に向けた具体的方策を立案し、関係機関及び企業との協議を進めてまいります。

港湾・海岸施設の適切な管理と長寿命化につきましては、新居浜港本港地区において、既存護岸の老朽化が進んでいるため、引き続き、護岸改良を実施いたします。

フィールド2 環境調和

次に、フィールド2 環境調和について、申し上げます。

まず、地球環境の保全についてでございます。

地球温暖化防止対策の推進につきましては、継続的な環境改善を図るため、新居浜市独自の環境マネジメントシステム（ニームス）の充実を図り、環境基本計画、環境保全行動計画、省エネ法への対応活動の進行管理を行うとともに、環境負荷低減の組織体制強化に努めてまいります。

また、地球温暖化防止、自然エネルギー利用への意識啓発と促進のため、引き続き、太陽熱利用システムや家庭用燃料電池の設置に対する補助を実施するとともに、新たに、家庭用蓄電池の設置を補助メニューに追加いたします。

さらに、市民のエコ活動に対するポイント制度を創設するほか、自転車の利用環境を向上させるため、サイクリング協力店を増やし、空気入れやサイクルスタンド等を設置いたします。

地球環境問題の意識啓発の充実につきましては、「にいほま環境市民会議」を基盤とし、市民、事業者、行政が協働で環境保全活動を推進するとともに、意識啓発と人材の育成に努めてまいります。

次に、生活環境の保全についてでございます。

公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進につきましては、引き続き、合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、水洗化の向上に努めてまいります。

葬祭施設等の適正な管理の推進につきましては、平尾墓園の空き区画について、一般公募を行うとともに、平尾墓園の適正管理のため、管理料の再徴収に向け、

使用者調査を実施してまいります。

また、真光寺、土ヶ谷、黒岩の3墓地については、空き区画の再使用に向け、返還区画や空き区画の実態調査に取り組んでまいります。

次に、**ごみ減量の推進**についてでございます。

ごみの減量と3Rの推進につきましては、新9種分別の定着を図り、ごみのリサイクルを推進するとともに、資源ごみ集団回収の推進を継続し、市民のリサイクル活動を支援いたします。

また、多くの市民が生ごみのたい肥化に取り組めるよう、にいはま環境市民会議と連携して、段ボールコンポストの普及を図るため、講習会を開催するとともに、その他の容器について引き続き、設置に対する補助を行うなど減量施策を推進してまいります。

地域環境美化活動の推進につきましては、まち美化推進事業の継続的な啓発、広報活動の推進を図るとともに、環境美化推進員の積極的な活動の推進、不法投棄パトロールや放置自動車の処理についての取組を、引き続き、行ってまいります。

廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進につきましては、計画的な定期点検整備工事を実施し、施設の機能維持を図ってまいります。また、清掃センターについては、施設の延命化を図るため、長寿命化計画および循環型社会形成推進地域計画に基づき、基幹的設備改良工事に着手いたします。

次に、**下水道施設の整備**についてでございます。

下水道普及率の向上につきましては、汚水の管渠整備として、田の上や北内地区などで汚水幹線や枝線の整備を進めるとともに、面整備として、北内・宮原・郷地区などで整備を行い、平成27年度末の人口普及率61.4%を目指してまいります。

また、公共下水道の普及促進と下水道事業の経営健全化を図るため、未水洗の家庭を訪問し、水洗化率の向上に努めるほか、公営企業会計の導入に向け、国のマニュアル等を参考に資産調査の発注準備等を行ってまいります。

下水道施設の維持管理・改築更新につきましては、下水処理場において、26年度から2か年計画で進めている電気計装設備の改築更新工事を実施するほか、管理棟及びポンプ棟の耐震診断を行い、し尿等の受け入れについての検討も進めてまいります。また、既設の汚水幹線で現在の耐震基準を満たさない重要な管渠について、耐震化のための調査設計を進めるとともに、長寿命化計画に基づき、

江の口雨水ポンプ場の機械や電気設備の改築更新を実施いたします。

防災の充実につきましては、台風や集中豪雨による浸水を防止し、安全・安心な生活環境を実現するため、江の口雨水幹線などの整備を進めるとともに、面整備として、松神子、一宮町などで整備を行ってまいります。

また、急傾斜地崩壊対策事業の促進についても、引き続き愛媛県に要望してまいります。

次に、安心で安全な水道事業の推進についてでございます。

安心で安全な給水の確保につきましては、水道施設監視システム、自動水質測定装置、監視カメラ等を適正に運用することにより、引き続き、安心で安全な給水に努めてまいります。

上水道の安定供給につきましては、平成26年度から策定中の管路更新計画及び応急給水計画に基づき、効率的な老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能の強化及び整備を行ってまいります。

また、上部給水区の安定供給に向けて、27年度上半期の新山根配水池の供用開始を目指すとともに、川西給水区において、滝の宮送水場の改築更新工事に着手いたします。

水道事業の経営基盤の強化につきましては、27年度が計画の中間年にあたる「新居浜市水道ビジョン」の見直し作業を実施いたします。

また、瀬戸寿上水道問題につきましては、市関係者と瀬戸寿上水道組合との意見交換会を定期的で開催し、市水道との統合に向けた課題やプロセスについて、具体的な協議を進めていくことにより、一日も早い問題解決に繋げてまいります。

工業用水道の安定供給につきましては、老朽化した施設の耐震化を含めた対応が必要なことから、現在策定中の「工業用水道施設の更新事業に関する基本計画」に基づき、配水池の耐震補強工事を28年度までの2か年で実施するなど、更新事業を計画的に推進してまいります。

フィールド3 経済活力

次に、フィールド3 経済活力について、申し上げます。

まず、工業の振興についてでございます。

新事業展開の促進につきましては、中小企業新事業展開支援事業や中小企業各種融資制度、中小企業振興条例等を活用し、中小企業の新事業展開や既存事

業の拡大、産学の連携等のビジネスコーディネート支援を進めてまいります。特に、平成25年度から実施しております「ものづくりブランド創出・支援等事業」では、これまでの取組を継続し、大手製造メーカーとのマッチングや大型見本市を通じた販路開拓を強力に推進し、認定企業の実需につながる取組を積極的に支援してまいります。さらに、愛媛県とも連携しながら、ものづくり産業の集積地である本市の特色を、全国へ向け情報発信してまいります。

また、ものづくり企業の収益性の向上を目指したカイゼン活動を支援するため、県の基金事業を活用した「地域人づくり中小・中堅企業経営力改善事業」を実施し、中小企業の経営基盤の強化を図ってまいります。

産業を支える人づくりにつきましては、次世代の人材育成のため、小学生から高校生及び新居浜高等技術専門校生を対象に、「ものづくり人材育成推進事業」を実施し、ものづくり意識の醸成を図ってまいりますとともに、明確な職業観を持った人材を輩出するため、インターンシップやキャリアアップ教育の推進に努めてまいります。さらに、新居浜市ものづくり産業振興センターでは、基礎技能の習得や高度技術の伝承のための各種研修を実施するとともに、資格取得を目指した講座の実施など、企業ニーズに合ったきめ細やかな人材育成事業に取り組んでまいります。

企業誘致及び立地の促進につきましては、企業立地促進条例を活用することにより、貯木場事業用地や多極型産業推進事業用地等への新規企業の立地、既存企業の新規投資の促進に努め、さらなる産業振興と雇用の拡大に取り組んでまいります。また、観音原地区の内陸型工業用地の整備を進めてまいります。

次に、**商業の振興**についてでございます。

にぎわいと魅力あふれる商店街の形成につきましては、夏まつりやはまさい、さんさん産直市など商店街イベントを引き続き、支援していくとともに、新居浜商工会議所、新居浜商店街連盟及び新居浜市の三者で構成する新居浜市まちづくり協議会において、銅夢にいはまの有効活用を含めた中心商店街の活性化策について、引き続き、検討・協議してまいります。

次に、**農業の振興**についてでございます。

農産物の地産地消の推進につきましては、生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な地元農産物の消費拡大に繋がるよう、地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と「いただきます！今日もおいしい新居浜産」の標語を活用し、新居浜産農畜産物のPRに努めるとともに、「新居浜市地産地消協

力店認定制度」のさらなる周知を図ってまいります。また、JA新居浜市が実施する野菜ハウス設置事業及び新居浜市食生活改善推進協議会が実施する食生活改善・食育推進による新居浜産農産物の消費拡大事業への支援を行うことにより、地域農産物の消費拡大を図ってまいります。

農地の有効利用と環境にやさしい農業の推進につきましては、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会を中心に市内の各猟友会等と連携しながら、イノシシ等の有害鳥獣駆除・捕獲に努め、農作物等への被害防止、減災に取り組んでまいります。また、自然農園につきましては、「新居浜市自然農園を育てる会」の活動を引き続き、支援し、農業に対する市民の理解が深まるよう努めてまいります。さらに、「人・農地プラン」に基づく担い手への農地集積に取り組んでまいります。

次に、**林業の振興**についてでございます。

環境保全とふれあいの森林づくりにつきましては、地域の持続的な林業経営、健全な森林管理体制の確立、地域材の利用拡大を図るため、施業の集約化・路網整備の推進を図るとともに、市が整備する公共建築物等の地域材活用促進、木質バイオマスの利用など、間伐材等の有効利用を促進し、健全な森林づくりへの支援を行ってまいります。

次に、**水産業の振興**についてでございます。

漁業生産基盤の整備につきましては、漁港施設機能保全事業により、老朽化した漁港施設について、機能保全計画に基づく保全工事を行い、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化、縮減を図ってまいります。

また、漁業協同組合所有の漁業関連施設の新設・更新に際して、費用の一部を補助し、漁業者の就労環境の整備を行ってまいります。

水産物の高付加価値化の推進につきましては、漁業者による、新居浜産の未利用魚を利用し食育や新たな商品を開発する六次産業化の取組を支援してまいります。

次に、**観光・物産の振興**についてでございます。

観光ルート及び施設の整備と観光宣伝の充実につきましては、NS観光推進協議会や四国観光立県推進愛媛協議会を通じ、「別子・翠波はな街道」をはじめとする広域観光ルートの充実に努めるとともに、マイントピア別子を中心とした市内全域の着地型観光の推進を図ってまいります。

また、ホームページや観光サイトの充実を図るとともに、新居浜市観光協会

と連携し、ブロッガー旅行記事や観光フリーペーパーの活用等により、観光情報の発信力の向上に取り組むほか、ふるさと観光大使等のネットワークをいかして、その魅力を市内外にPRしてまいります。

端出場温泉保養センターの再生につきましては、マイントピア別子改修工事基本設計及び実施設計に基づき、平成28年4月のオープンを目指して、27年度中の工事完成に向けて取り組んでまいります。

近代化産業遺産を活用した観光の振興につきましては、別子山地区、マイントピア別子、別子銅山記念館、広瀬歴史記念館、星越地区等の別子銅山近代化産業遺産や関連施設を有効に活用した近代化産業遺産観光の充実や観光ガイドマップ等の作成による情報発信に努めてまいります。

別子山地区の観光振興につきましては、「森林公園ゆらぎの森」において、地域特性を活かした各種イベント等を季節ごとに開催することにより、別子山地域の入込客の増加に向けた取組を行ってまいります。

太鼓祭りを活用した観光の振興につきましては、事故のない安全で楽しい秋祭りに向けて、新居浜市太鼓祭り推進委員会と連携し、本市の民俗文化行事であります「新居浜太鼓祭り」の発展に取り組んでまいります。また、新たに京阪神地区でのポスター掲出による情報発信やシャトルバスの運行、案内ガイドの作成などの観光客の利便性の向上、受入れ体制の充実に取り組んでまいります。

新居浜ブランドの育成・拡大につきましては、東京のアンテナショップである「香川・愛媛せとうち旬彩館」や愛媛県大阪事務所を活用した物産展の開催や本市の地場製品の紹介宣伝、販路拡大を目的とした各種物産展やイベント等への参加を支援してまいります。また、地域の特産品を活かした新たな商品開発に向けた取組を支援するとともに、新居浜スイーツ選手権を開催し、新居浜ブランドの創出につなげてまいります。

ホスピタリティの向上と人材育成につきましては、来ていただいた観光客の方が楽しく安全に観光できる環境を整備するため、計画的に観光案内板等の整備充実に向けて努めていくほか、引き続き、マイントピア別子東平ゾーンでの個人観光客向けのガイド事業を実施してまいります。

また、新居浜商工会議所が実施する新居浜検定や新居浜観光ガイドによるガイド事業など、観光客の受入れ体制の充実につながる取組を支援してまいります。

次に、**運輸交通体系の整備**についてでございます。

公共交通の拡充整備につきましては、生活バス路線に対する運行支援、別子山地域バス及び大島渡海船の運行を行うとともに、バス交通空白地域を解消するため、平成26年10月から本格運行に移行したデマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を継続して実施してまいります。

また、経年劣化が著しい別子山地域バスの車両を更新いたします。

次に、**雇用環境の整備・充実**についてでございます。

雇用対策につきましては、引き続き、企業立地や地域経済の活性化を通じて、雇用の確保に努めてまいります。

働きやすい環境づくりにつきましては、高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターへの支援を強化いたします。

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、地域と一体となった健康づくり活動に取り組んでまいります。また、食生活改善推進協議会と連携し、食育の推進に取り組むほか、ウォーキングの普及や新たに市民の健康づくりに対するポイント制度を創設いたします。

母子保健対策の推進につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、継続した母子の健康増進に努めるとともに、発達に課題のある児や保護者に対しては、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行ってまいります。

また、医療保険の対象となっていない一般不妊治療に対する助成制度を設けるなど、経済的支援の拡充を図ってまいります。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療につきましては、平成27年度から、がん検診の自己負担を全廃し、受診率向上に努めるとともに、健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病予防を推進してまいります。

感染症対策の推進につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。

へき地医療につきましては、引き続き、大島地区、別子山地区の診療所運営を実施してまいります。

次に、地域福祉の充実についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、地域活動へ住民参加を促すための広報活動や生き生きふれあいフェスティバルなどの、イベントや行事を充実させることで福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含めて協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、児童福祉の充実についてでございます。

多様な保育ニーズへの対応につきましては、27年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度において、新たに給付対象となる認定こども園や小規模保育事業の施設運営の負担を行い、円滑な移行を図ってまいります。

子育て支援の充実と連携につきましては、病児や緊急な預かり等に対応するため、引き続き、病児・病後児保育を実施するほか、産前・産後などに、家事や育児などが困難な家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助を行うとともに、子育て用品のリユース・リース補助事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行う子育てサービス利用者支援事業を新たに実施いたします。

さらに、多子世帯に対する経済的支援として、第3子以降への保育料軽減を拡充するほか、第3子以降の未就学児がいる世帯に対して、子育て応援券を配布いたします。

子どもと親の交流の場づくりにつきましては、子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として地域子育て支援拠点を設置し、地域におけ

る子育て支援機能の充実・強化を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人一人の状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

また、障がい者の就労支援や相談支援を強化するなど、障がい者（児）がともに社会で生きていける地域社会の構築に向けて、障がい者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

さらに、公共施設の障がい者等専用駐車場の複合マークへの改修を計画的に実施してまいります。

障がい福祉サービスの充実につきましては、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るため、医療費助成を継続するとともに、社会参加促進のため、タクシー利用助成制度を開始いたします。また、障がい者団体に対する支援を継続するほか、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ってまいります。

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援法による就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施を促進するとともに、新居浜市障害者自立支援協議会内に創設された「はたらく部会」で就労に関する課題等を協議し、雇用の促進につなげてまいります。

また、障害者優先調達推進法に基づき、市で物品やサービスを調達する際には、障がい者就労施設等から優先的・積極的に行い、障がい者の工賃向上及び経済的な基盤の確立を目指してまいります。

次に、**高齢者福祉の充実**についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、介護あるいは支援が必要になったり、認知症などになっても、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅支援体制の充実を図ってまいります。

介護予防の充実につきましては、効果的な介護予防の実施と普及啓発に向け、魅力ある介護予防プログラムの開発及び普及、ボランティアの育成、自主的な

地区組織活動支援に一体的に取り組んでまいります。また、自治会館等を活用した高齢者の通いの場づくりを進めるとともに、高齢者ふれあい介護予防啓発事業、高齢者ふれあいカフェ事業を新たに実施するほか、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者については、相談窓口等で適切に把握し、介護予防事業につなげることで機能低下の防止に努めてまいります。

さらに、介護保険制度改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備として、協議体の設置や、資源開発、ネットワーク構築を担う生活支援コーディネーターの配置を検討し、介護予防・生活支援サービスの体制整備を進めてまいります。

適切で効果的な介護サービスの充実につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めてまいります。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と地域の助け合い・支え合い活動を推進し、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。

また、地域の認知症高齢者の見守りや安否確認、徘徊者の保護などのネットワークづくりに対して支援を行ってまいります。

さらに、老人クラブや自治会など地域での高齢者活動や介護支援ボランティア活動をサポートし、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進により、高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築してまいります。

次に、社会保障の充実についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者の最低限度の生活を保持するため、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談支援事業などを実施してまいります。

介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査水準の向上、介護認定審査会の判定理由明確化、介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、引き続き、保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、また、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。

フィールド5 教育文化

次に、フィールド5 教育文化について、申し上げます。

まず、学習活動の充実についてでございます。

生涯学習機会の内容充実につきましては、生涯学習のまちづくりの推進を図るため、大学、高専等の高等教育機関と連携し、公民館、生涯学習センター等の学習プログラムの充実を図ってまいります。

生涯学習関連施設・機能の充実につきましては、新居浜小学校、浮島小学校、泉川小学校及び金栄小学校の運動場照明設備及び金栄小学校の防球ネットを更新いたします。

図書館機能の充実につきましては、市民の自主性、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会の提供、移動図書館の運営、ブックスタート実施事業等により他の関係機関とも連携しながら利用促進を図ってまいります。

次に、地域づくりの推進についてでございます。

地域課題を解決する住民活動の推進につきましては、公民館において、今後とも地域住民の主体性を尊重した活動を推進するとともに、各校区の地域課題の実態を踏まえ、解決に向けて、地域教育力向上プロジェクト推進事業及び社会教育活性化支援プログラムを実施し、社会・地域の要請に応える、役に立つ社会教育事業を推進してまいります。

郷土愛を育むための活動の推進につきましては、多喜浜塩田等の地域資源を学ぶ学習機会を提供するほか、子ども達に様々な体験活動を提供することも夢未来事業を推進するとともに、郷土愛を育むこどもふるさと写生大会を実施してまいります。

次に、家庭、地域の教育力の向上についてでございます。

学社融合の推進につきましては、学校支援地域本部事業の定着を図り、地域で子どもたちを育てるとともに、子ども見守り隊の一層の活動充実を図ってま

います。

次に、学校教育の充実についてでございます。

地域に開かれた特色ある学校づくりにつきましては、「学校へ行こう日（デイ）」、「教育懇談会」、「持続可能な開発のための教育推進事業」、「いちはまスクールエコ運動」等を実施し、学校・家庭・地域が連携して特色ある学校づくりに努めてまいります。

社会変化に対応した多様な教育の推進につきましては、児童生徒の基礎的な学力の向上と定着を図るため、標準学力検査を実施し、客観的な学力の把握・検証を行い、指導方法の改善に役立ててまいります。

また、児童の学習習慣の定着と学力向上を目指して、条件整備が整った学校から「放課後まなび塾」を開設し、放課後、児童が自主的に行う学習をサポートしてまいります。

さらに、別子銅山の近代化産業遺産について、体験活動を通して地域の発展に尽くした先人の功績を学ぶことにより、地域社会に対する誇りと愛情を育てるため、ふるさと学習に取り組んでまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、不登校、問題行動等の未然防止と早期対応のために、あすなる教室での活動のほか、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を深めるとともに、スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員の拡充を図り、相談活動の充実に努めてまいります。

また、学級生活の満足度や意欲についてのアンケート（^{キュー}Q-^{ユー}U）を実施し、いじめや不登校などの問題行動等の未然防止と学級経営改善に役立ててまいります。

さらに、フッ化物洗口を市内全小学校で実施し、虫歯予防に取り組むとともに、尿検査、心臓検診の二次検診費用の公費負担により、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

教育施設・教育環境の整備・充実につきましては、屋内運動場等の天井等に対する非構造部材耐震対策事業を実施するほか、大生院小学校プール改築工事を実施いたします。

また、学校給食の安全・安心を確保するため、給食施設の適正な維持管理を図るとともに、「学校給食衛生管理基準」に適合した施設に移行するための準備を進めてまいります。

さらに、学校図書館支援員の拡充や蔵書の充実を行い、調べ学習や図書資料

を使った探究的学習ができる環境づくりを行うなど、学校図書館機能の一層の充実を図ってまいります。

幼児教育の推進につきましては、多子世帯の幼稚園の園児保護者の経済的負担を軽減するため、就園奨励事業の充実・強化を図ってまいります。

次に、**特別支援教育の充実**についてでございます。

早期からの教育相談・支援の充実につきましては、「こども発達支援センター」を特別支援教育、発達支援の中核的機関とし、個別相談、幼稚園・保育園・小中学校などへの巡回相談、就学相談など地域における総合相談支援体制を充実させてまいります。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した個別の支援計画（にっこにこ）の作成、効果的な活用により、関係機関との連携を強化しながら、生涯にわたる一貫した支援を行ってまいります。

特別支援教育の充実・体制の整備につきましては、肢体不自由などの障がいのある幼児・児童・生徒が、就園・就学するにあたり、安全の確保など学校生活に支障をきたさないように、特別支援学級指導員、学校生活介助員を適正に配置して受入体制の環境整備を図るとともに、支援の必要な児童の学習支援や学級運営の安定化を図るために、小学校に学校支援員を派遣してまいります。

地域生活における自立に向けた支援体制の整備につきましては、平成27年4月より新居浜特別支援学校の分校として、肢体不自由のある小・中学部、高等部の児童生徒を対象とした新居浜特別支援学校川西分校が開校となりますことから、これまで以上に共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用を行ってまいります。

次に、**芸術文化の振興**についてでございます。

芸術文化活動の推進につきましては、プロの芸術家による学校出前コンサートを行うとともに、地域の演奏家を学校などに派遣し、芸術文化を体験できる諸行事を開催いたします。また、市民団体が実施する芸術文化事業に助成することにより地域の芸術文化の向上を図ってまいります。

芸術文化施設の整備・充実につきましては、総合文化施設が平成27年度にいよいよオープンいたします。人々の出会いと交流を育み、JR新居浜駅前のにぎわいづくりの拠点として、「創る・学ぶ・育む」という施設コンセプトに基づき、市民の皆様と共に、様々な事業を実施してまいります。

また、郷土美術館につきましては、新施設への移管が円滑に行えるよう取組を進めてまいります。

次に、**スポーツの振興と競技力の向上**についてでございます。

社会体育の推進につきましては、健康増進と地域の連帯感の醸成、子ども達の健全育成を図るため、地域スポーツ育成事業に取り組むなど、いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めてまいります。

競技スポーツの振興につきましては、平成29年度に開催されるえひめ国体の成功に向けて、市民の皆様方と組織する実行委員会の中で協議してまいります。また、多くの本市選手が活躍できるよう競技力向上を図ってまいります。

施設環境の整備につきましては、えひめ国体に向け、選手の皆様が安全かつ快適に競技できるよう、施設等整備を進めてまいります。

また、市民体育館の耐震補強工事を実施するほか、体育施設の改修・修繕を計画的に実施し、市民が安全・快適に利用できるよう努めてまいります。

次に、**近代化産業遺産の保存・活用の充実**についてでございます。

別子銅山の近代化に携わった人々に学び、次世代へ伝承・発信を促進につきましては、広瀬歴史記念館において特別企画展を開催するほか、星越町の元社宅で鷺尾勘解治氏のパネル等企画展の開催などを通して、別子銅山の歴史的意義を広く紹介いたします。

別子銅山近代化産業遺産の保存・整備の推進につきましては、重要文化財旧広瀬家住宅のPRと保存活用に努めるほか、端出場水力発電所の文化財としての保存活用計画の策定に取り組んでまいります。

フィールド6 自立協働

次に、フィールド6 自立協働について、申し上げます。

まず、**安全安心な生活空間の形成**についてでございます。

交通安全対策の推進につきましては、交通死亡事故の根絶を目指し、加害者にも被害者にもならないよう、新居浜市交通安全計画に基づき、子どもから高齢者までの各世代に応じた交通安全教室の積極的な開催や新居浜市交通指導員による街頭指導等を通じ、市民への交通安全意識の普及・啓発に努めてまいります。

防災体制の強化につきましては、現在策定中の「新居浜市防災拠点施設建設基本計画」に基づき、体験型防災センターを併設した新消防庁舎の建設を進めてまいります。

平成27年度は、基本設計・実施設計に着手し、28年度から解体及び建設

工事を開始し、30年度の供用開始に向けて取り組んでまいります。

また、指定避難所や自主防災組織への資機材整備を行うとともに、高齢者等を対象とした家具固定器具の取付等を推進するほか、旧耐震基準で建設された病院等一定規模以上の民間施設の耐震補強設計、耐震改修工事に補助を行い、震災に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに、愛媛県と市町等を結ぶ防災通信システムの更新整備を行うとともに、災害対策基本法等の改正に対応するため、新居浜市地域防災計画の修正に取り組むなど、防災体制の強化に努めてまいります。

安全安心のまちづくりの推進につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく国の基本指針や県の指導を踏まえ、関係部局の連携の下に、管理放棄住宅等への対応を行ってまいります。

次に、**消防体制の充実**についてでございます。

消防体制の充実につきましては、迅速で円滑な災害対応などの強化を図るため、「消防自動車整備計画」に基づき、救助工作車Ⅲ型及び高規格救急車をそれぞれ1台、消防団車両につきましても、小型動力ポンプ付軽四輪積載車1台を更新整備いたします。

消防救急無線のデジタル化につきましては、平成27年4月1日から供用を開始し、27年度中にアナログ無線設備等の撤去を行ってまいります。

予防体制の充実につきましては、高圧ガス製造許可に係る事務等が愛媛県から権限移譲されることに伴い、高圧ガスに係る審査、立入検査等を新たに実施いたします。

救急救助体制の充実につきましては、救急救命士、救急標準課程修了者の計画的養成及び救急資機材等を計画的に整備し、救急体制の充実を図るとともに、複雑多様化する各種災害等に対応するため、専門職員の養成や各種資機材等の更新整備を計画的に実施してまいります。

次に、**消費者の自立支援と相談体制の充実**についてでございます。

消費生活相談体制の充実と関係団体との連携強化につきましては、消費者安全法に基づく「消費生活センター」を設置し、相談体制の充実に努めてまいりましたが、今後も複雑多様化している悪質商法、還付金詐欺、投資詐欺などの被害の早期解決や未然防止のため、専門知識や相談対応能力の向上に努め、持続的に相談体制の充実強化を図るとともに、警察とも連携して市民への注意喚起を行ってまいります。

消費生活改善の意識啓発と情報提供につきましては、最新の消費者情報や危害・危険情報をホームページや広報紙などを活用して情報提供を行うとともに、「みんなの消費生活展」の開催や出前講座などにより、広い視点からの消費生活改善の意識啓発を行ってまいります。

次に、**男女共同参画社会の形成**についてでございます。

男女共同参画の意識の高揚につきましては、すべての女性が輝く社会を目指し、「男女共同参画推進条例」及び「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づき、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別や偏見の解消を目指すため、市民団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向け、各種広報・啓発活動を行ってまいります。

また、男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の活躍促進に向け、事業所を対象とした研修会を実施するとともに、積極的に取り組む事業所を男女共同参画推進事業所として認証し、情報提供や経済的支援を行ってまいります。

DV対策の推進につきましては、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者に寄り添った相談活動の充実を図るとともに、相談員の力量を高め、被害者の自立に向けた支援に努めてまいります。また、市民団体と協働し、高校生へのデートDV防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

女性の政策・方針決定の場への参画促進につきましては、子育てや仕事、地域社会などをテーマに、新たに女性による討論会を開催いたします。

次に、**人権の尊重**についてでございます。

社会における人権・同和教育及び啓発の推進につきましては、新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、お茶の間人権教育懇談会、差別をなくする市民のつどい、人権フェスティバル等の実施により、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進いたします。

学校における人権・同和教育の推進につきましては、教職員の人権・同和教育観の確立と指導力の向上を図るとともに、人権問題について正しい認識を深め、差別をしない、させない、許さない、児童・生徒の育成に努めてまいります。

また、校区別人権・同和教育懇談会を継続実施し、学校と家庭・地域が一体となった人権教育を推進いたします。

次に、**地域コミュニティの充実**についてでございます。

地域コミュニティ活動への支援につきましては、地域コミュニティの中心的役割を果たしている自治会活動を支援するため、自治会館の補修、放送施設等の新設・修繕に対し補助を行ってまいります。また、自治会所有の防犯灯は、市の負担によるLED化が完了したことから、引き続き、適正管理に努めるとともに、電気料金についても市が全額負担することにより、単位自治会の活動支援につなげてまいります。

また、平成26年度に創設した地域コミュニティ再生事業交付金を活用して、コミュニティ活動の充実・活性化を図ってまいります。

自治会加入率につきましては、連合自治会と連携して継続した加入促進活動を行うとともに、職員の加入促進にも努め、自治会加入率の向上に取り組んでまいります。

さらに、花づくりを通して、優しい心、おもてなしの心を育むため、新居浜インターチェンジなどの主要な幹線道路において、花いっぱいのもちづくり事業を実施いたします。

地域再生への体制づくりにつきましては、人口減少及び少子高齢化が著しい別子山地域におきまして、地域外の人材を積極的に誘致する地域おこし協力隊を増員し、地域力の維持・強化並びに地域の活性化を図るとともに、協力隊となる人材の定住及び定着を図るよう支援してまいります。

次に、多様な主体による協働の推進についてでございます。

推進体制及び制度の整備につきましては、市民と行政が協働して公共施設の清掃・美化活動を行う公共施設愛護事業の活動支援を充実するとともに、協働事業市民提案制度などを活用して市民との協働事業の推進を図ってまいります。

中間組織への支援と連携強化につきましては、まちづくり協働オフィスの運営方法を見直したうえで事業を実施し、NPO間や、市民活動団体と行政の媒介役としての中間組織の役割や機能の充実により、市民活動の活性化や連携強化を図るとともに、地域コミュニティの再生に向けた連携についても推進してまいります。

ボランティアの推奨につきましては、市民一人ひとりが、自らの手でよりよい地域や社会にしたいという思いや志をまちづくりに生かすため、出前講座などにより、人材の育成や活動の場の提供に努めてまいります。

NPO活動への支援につきましては、さまざまな分野で活動しているNPOについて、自主性を尊重しながら、その活動がさらに活性化されるよう側面的

支援を行ってまいります。

次に、**国際化の推進**についてでございます。

国際交流の推進につきましては、友好都市である中国徳州市からの友好視察団を迎えるとともに、市民と在住外国人が交流できる場を設けることにより、国際理解を図り、国際交流を推進してまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、引き続き、外国人のための日本語教室の開催や外国人とのコミュニケーションを支援する日本語教師養成講座を開催するとともに、より多くの情報を多言語で翻訳して情報提供を進め、外国人の生活支援を行ってまいります。

また、防災情報や地域情報なども積極的に提供し、外国人の安全・安心、地域との結びつきを推進してまいります。

国際化を進める体制づくりにつきましては、引き続き、外国人対応窓口において、在住外国人や本市を訪れる外国人に対し、通訳や情報提供等の支援を行ってまいります。

また、外国人と市民の国際交流・理解を深める手助けとなる国際化ボランティア登録制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、国際化に関する情報交換や情報共有を図ってまいります。

計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、**開かれた市政の推進**についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進につきましては、パソコン・携帯電話等の新たな情報提供メディアの普及に伴い、スマートフォン対応の地域情報アプリや平成26年度にリニューアルしたホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターなどを活用した情報発信、情報提供を積極的に行ってまいります。

全国「にいほま倶楽部」につきましては、全国各地で活躍している新居浜市出身及び新居浜市にゆかりのある方々に引き続き、ご支援を賜り、市政推進を図ってまいります。会員へのフォローアップにも努め、コミュニケーションを推進するため、東京・大阪・松山での交流会を開催するなど、ネットワーク構築と情報発信・収集に努めてまいります。

また、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付を、27年7月1日から開始いたします。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒に課題克服に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、市長への手紙やメール、広聴票等を通じて対話型広聴の推進に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、効果・効率的な自治体経営の推進についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、「新居浜市行政改革大綱2011」に基づき、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。現大綱は、本年が最終年であることから、これまでの取組を総括するとともに、住民満足度と、質の高い行政サービスの提供を目指して、新しい「行政改革大綱」を策定してまいります。

また、平成32年度を目標年次とする「第五次新居浜市長期総合計画」が中間年を迎えますことから、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、基本計画の見直しを実施いたします。

組織の効率化と職員の育成につきましては、自治大学校、市町村アカデミー・国際文化アカデミー等を中心に職員を派遣し、高度な専門能力等の向上を図ってまいります。

また、地方公務員法改正に伴い、現行の人事評価制度の見直しを行うとともに、人事評価に関する先進地研修、評価者研修の実施並びに職員表彰制度の活用等により、人材育成に努めてまいります。

健全財政の維持につきましては、市有財産の有効活用を図るとともに、未利用地につきましては、売却処分を促進し財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、現年課税分は、催告書や納税相談等を中心に推進し、滞納繰越分は、滞納処分を強化し、さらには「愛媛地方税滞納整理機構」との連携を図ってまいります。また、差押、搜索をした不動産や自動車等を、積極的にインターネット等により公売をしてまいります。

また、税外債権の滞納につきましても、新居浜市債権管理計画に従って滞納整理を進めてまいります。また、債権管理の基本的な方針及び債権放棄について規定した条例の制定を目指して取組を進め、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の

平準化による財政負担の軽減を図るため、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、施設保全計画の策定、予防保全工事の実施に取り組んでまいります。また、公共施設白書を基に、今後の公共施設のあり方について検討してまいります。

次に、**情報通信技術の利活用と市民サービスの向上**についてでございます。

行政機能の向上につきましては、来庁者が快適にサービスの提供が受けられるよう、1階フロア全体の改修を行うとともに、業務を見直し、ワンストップサービスの実現に向け、取り組んでまいります。

また、インターネットを利用した電子入札を、引き続き、実施することにより、公正で透明性の高い入札、契約事務を推進してまいります。なお、平成27年度中には、単独運用より経費的に有利な「えひめ電子入札共同システム」の共同運用に参加いたします。

情報セキュリティ対策の推進につきましては、情報セキュリティポリシーの実効性を再確認し、基幹業務システム及び庁内LANのセキュリティの確保と、情報漏洩の防止に努めてまいります。

おわりに

安倍総理は平成27年の年頭所感にあたり、70年前に戦後の焼け野原の中から敢然と立ちあがり、東京オリンピックの成功、さらには高度経済成長を成し遂げたかつての日本人の姿を思い起こし、「なせば成る」という言葉で、日本を再び世界の中心で輝く国としていく決意を述べられました。

「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」

米沢藩主上杉鷹山のこの言葉は、私も座右の銘とするものであります。

鷹山は、窮地に追い込まれていた米沢藩において、財政再建、産業の開発、精神の改革という3つの大きな改革を行うことで見事に建て直し、その精神は、今なお米沢市民の心に深く息づいていると言われております。鷹山は、「仁愛」の心をもって家臣、領民のために自ら率先して難局に立ち向かい、自身も質素儉約に努める一方で、治山治水による新たな耕地の開発、米沢藩の強みを生かした彫刻や織物などの特産品化による地域産業の創出を行うなど、いち早く地域の持つ可能性に着目し、地域の力を掘り起こすという現代の地方創生の先駆者でありました。

平成27年度施政方針を申し述べるに当たり、私自身、不撓不屈の強い信念のもと率先垂範して、ふるさと新居浜の発展に全身全霊を打ち込み、取組を進めてまいり所存でございます。そして、我々の祖先が脈々と発展させてきたこの光り輝くふるさと新居浜を、今を生きる私たちの使命として、子や孫の世代、さらには50年、100年後の未来に引き継いでいかねばなりません。そのためにも、地域の力を結集して地方創生を成し遂げなければなりません。

どうか、議員の皆様、市民の皆様におかれましても、「ともにつくろう笑顔輝く新居浜市」の実現、さらには本市が目指します地方創生の実現に向けまして、チーム新居浜の一員として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年度 予算提案説明

次に、施政方針に基づきます平成27年度当初予算案について提案説明を申し上げます。

まず、一般会計予算についてでございますが、国におきましては、経済対策・26年度補正予算や27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算とされております。

本市におきましても、こうした国の予算を踏まえたうえで、「健康都市づくり」、「教育力の向上」、「経済の再生」など、政策懇談会からの提言を具体的に実現するために必要な事業費を計上したほか、防災拠点施設建設事業など、緊急性の高い事業を推進するものでございます。

一方で、財政の健全化にも配慮し、基金の有効活用など、自主財源に重きを置きながら重点化した予算といたしております。

一般会計予算の総額は、486億5,478万2千円で、前年度比18億3,850万4千円、3.9%の増となっております。

前年度よりも増加いたしましたのは、がん検診無料化を図る健康増進対策費や、学力向上学習支援事業費などの施策事業費が増加したことに加え、清掃センター施設整備事業やマイントピア別子改修事業などの増により、普通建設事業費が増加したことなどによるものでございます。

次に、各種事業を賄う財源でございますが、特定財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、市債などで、前年度よりも14.8%増の172億9,839万1千円を見込んでおります。県支出金などは減少いたしておりますが、国庫支出金及び市債などについて増加いたしましたことから、特定財源の構成比は、前年度より3.4ポイント高い35.6%となっております。また、地方債依存度につきましては、10.1%と、前年度の8.2%から1.9ポイント上昇しております。これは、一般廃棄物処理事業債や地域活性化事業債などが増加したことなどによるものでございます。

年度末地方債残高見込みにつきましては、497億8,536万7千円となり、平成26年度末残高見込みより、1億7,219万6千円、0.3%増加するものと見込んでおります。このうち臨時財政対策債は、209億9,795万9千円と、市債残高の42.2%を占める見込みとなっております。

また、繰入金につきましては、公共施設整備基金4億3,768万3千円のほか、合併振興基金繰入金2億3,633万9千円など、特定財源として各種基金の活用を図っております。

次に一般財源でございますが、市税のうち、個人市民税につきましては、1.0%の増収を見込んでおります。また、法人市民税につきましては、輸出環境の改善や経済対策などにより、前年度当初予算比で20.0%の増収を見込んでおります。

これらにより市税全体では、前年度比2億2,195万円、1.2%増の184億8,689万7千円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、前年度よりも1億8千万円、2.9%減の60億円を見込んでおります。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金9億8,965万4千円などを計上いたしております。

これらによりまして、一般財源総額は、前年度よりも3億8,544万4千円、1.2%減の313億5,639万1千円、構成比は64.4%となっております。

以上が一般会計予算の概要でございます。

現在国は、平成27年度予算を、昨年同様、緊急経済対策に基づく補正予算と一体的なものとして進めており、地方自治体におきましても、好循環拡大に向けた緊急経済対策の各施策を、迅速かつ着実に実行することが求められるものと考えております。

一方、地方財政計画においては、一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せして増額したうえで、昨年度に引き続き臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するなど、一般財源の質の改善に向けた取り組みも行われております。

このため、緊急経済対策などに、短期的・集中的に財源を投入することはもちろんでございますが、中長期的な視点も踏まえ、より効果・効率的な行財政運営を継続し、健全財政を堅持したいと考えております。

次に、特別会計につきましては、貯木場事業、渡海船事業、住宅新築資金等貸付事業、平尾墓園事業、公共下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、

後期高齢者医療事業及び工業用地造成事業の全9会計、また企業会計につきましては、水道事業、工業用水道事業につきまして、それぞれの事業に要します事業費、事務費について特別会計で365億1,630万5千円、企業会計で34億6,210万3千円を措置いたしております。

以上で平成27年度当初予算の説明を終わります。